

全 建 労 発 第 9 号
平成 30 年 6 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定めた取組の徹底を図るなど、交通労働災害防止対策を推進してきたところです。

このガイドラインは、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理等、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。

平成 29 年の労働災害発生状況をみると、労働災害による死亡者 978 人のうち、202 人が道路上での交通事故によるもので、その半数以上がバス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生しております。

平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令が施行されたことを踏まえ、この度、厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり、同ガイドラインの一部を改正する旨、本会に周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、同ガイドラインの改正点の趣旨をご理解のうえ、交通労働災害防止対策の推進について周知下さいますようお願い申し上げます。

担当：労働部 又木

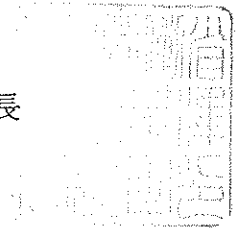


基発 0601 第2号

平成 30 年 6 月 1 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 29 年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は 978 人ですが、このうち、202 人が道路上における交通事故によるものです。この死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、第 13 次労働災害防止計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 40 号）が公布され、本日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部を別紙（新旧対照表）のとおりに改正します。

つきましては、貴会におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1) 点呼等の実施 事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。 また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。 なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。	第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1) 点呼等の実施 事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。 また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。 なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。

第91回 全国安全週間

期 間：平成30年7月1日(日)～7日(土)

【準備期間：平成30年6月1日(金)～30日(土)】

(スローガン)

あら してん しょくば そう い くふう あんぜんかん り
新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
お どりよく きず さい
惜しまぬ努力で築くゼロ災

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成29年の労働災害については、死亡災害は3年連続で1,000人を下回りました。

しかしながら、死亡災害と休業4日以上之死傷災害は前年より増加しました。第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されていることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、従来から取り組んでいる安全活動に新たな視点を取り入れるとともに、創意工夫され、労働災害防止のための努力を惜しまないことで、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成30年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

①安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
(イ) 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) S D S(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ、巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施
(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
(ウ) 職場点検、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ. 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
(ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (エ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

- (ア) WBGT 値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施
(イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html	厚生労働省 安全衛生	検索
中央労働災害防止協会	http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html	中央労働災害防止協会 安全週間	検索
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/	あんぜんプロジェクト	検索
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/	職場のあんぜんサイト	検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成29年 労働災害発生状況

平成30年5月30日

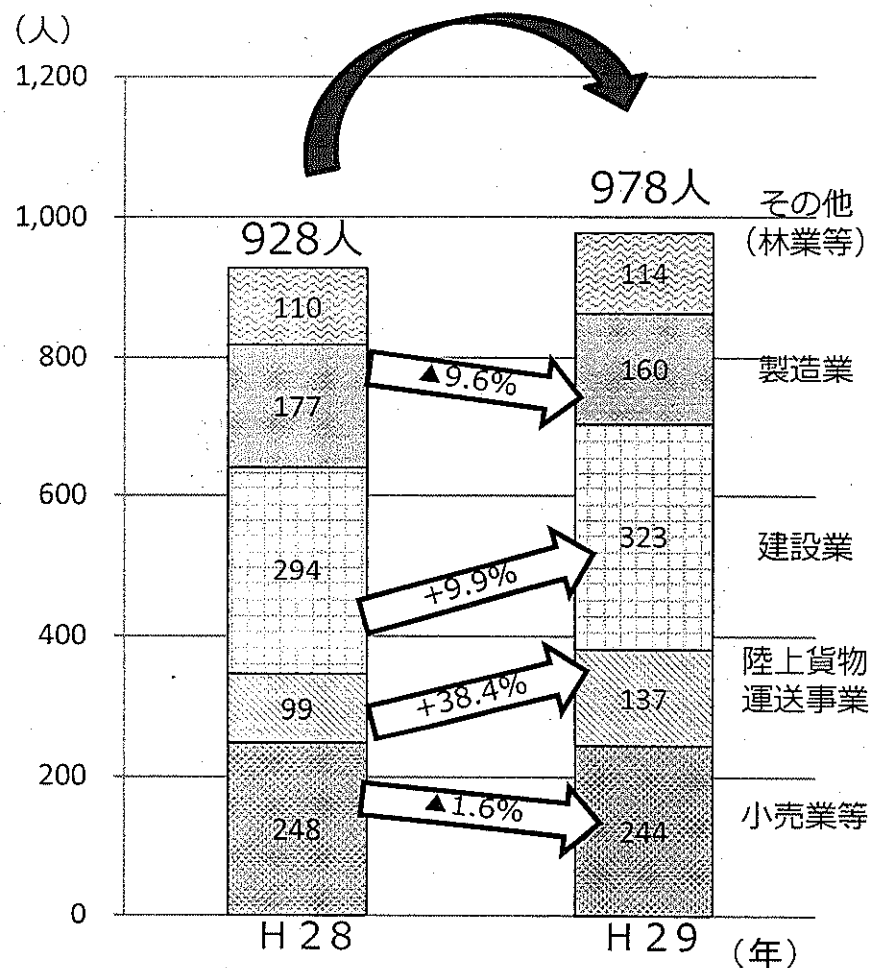
厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課

平成29年 労働災害発生状況 (確定値)

死亡災害

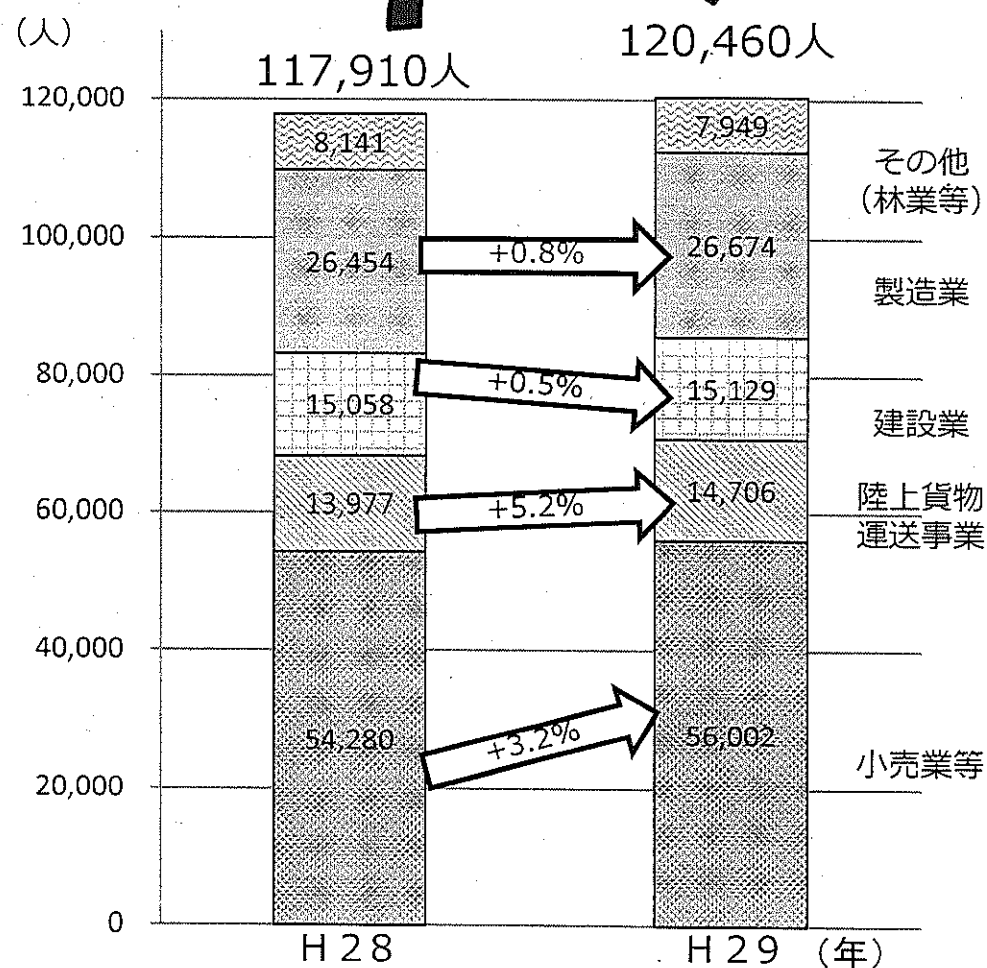
+50人(+5.4%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

+2,550人(+2.2%)

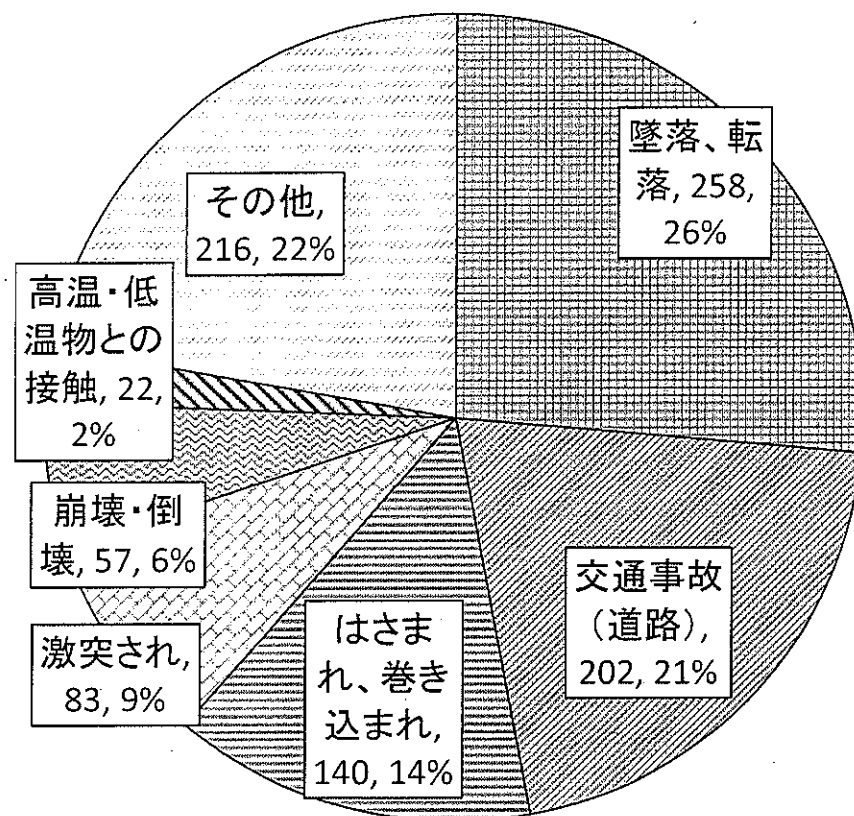


出典：労働者死傷病報告

平成29年事故の型別労働災害発生状況(確定値)

死亡災害

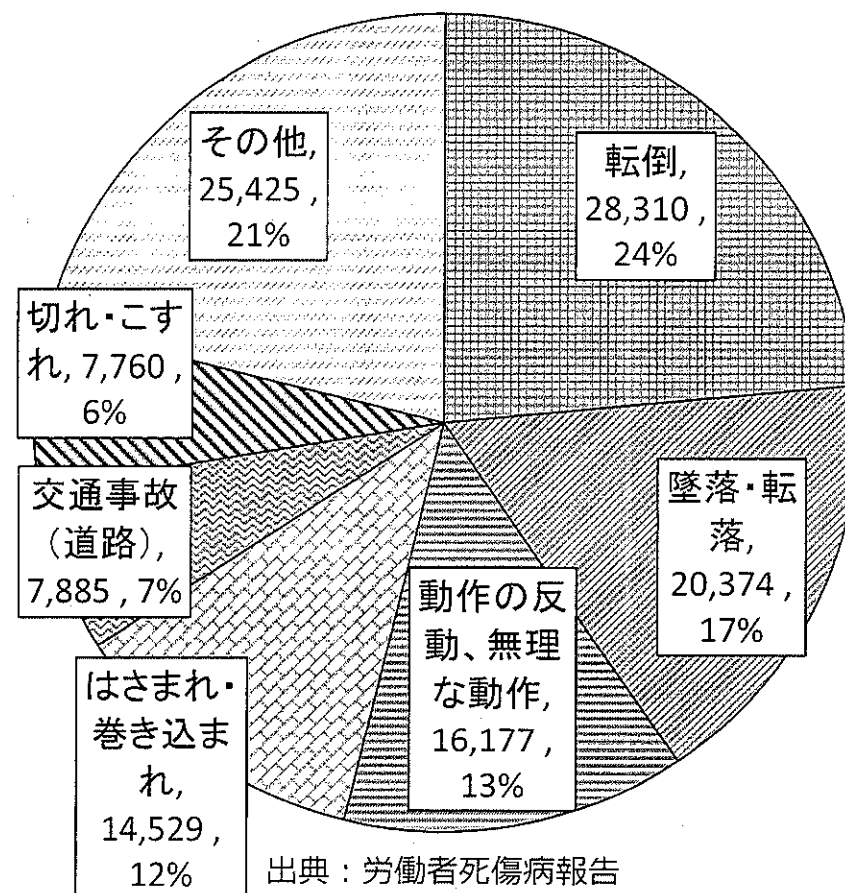
978人、前年同期比+5.4%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

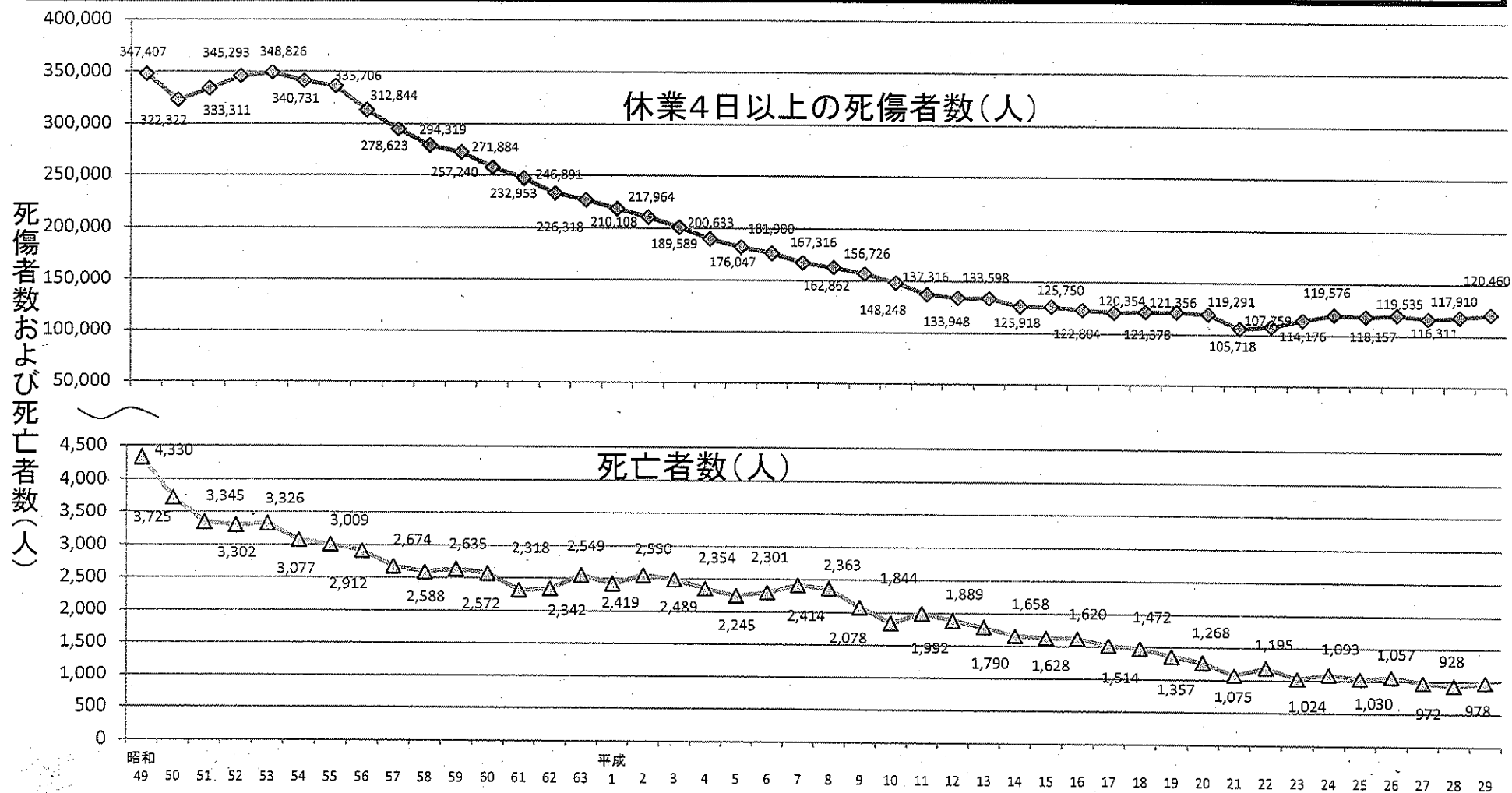
120,460人、前年同期比+2.2%



出典：労働者死傷病報告

労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

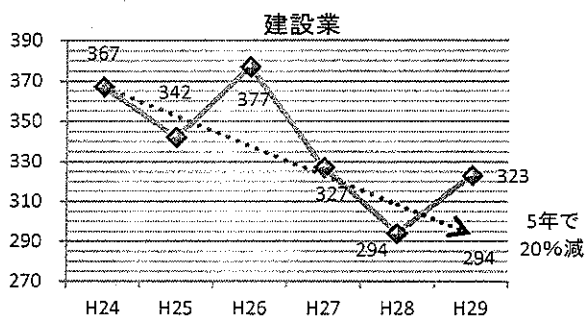
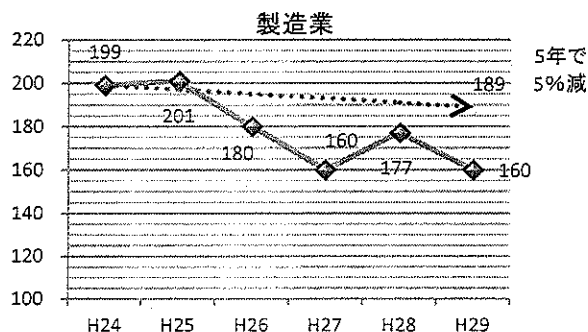
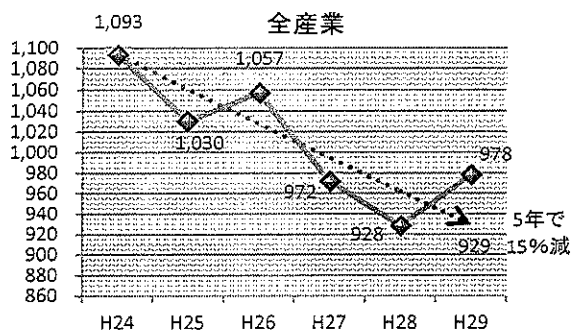
第12次労働災害防止計画に関する状況(平成29年確定値比較)

【目標】○ 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる(平成24年比)

○ 平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少させる(平成24年比)

死亡災害

- ・ 平成24年よりも10.5%減少
- ・ 製造業は同19.6%減少
- ・ 建設業は同12.0%減少



休業4日以上の死傷災害

- ・ 平成24年よりも0.7%増加
- ・ 陸上貨物運送事業は同6.3%増加、小売業は同6.0%増加
- ・ 社会福祉施設は同34.8%増加、飲食店は同7.9%増加

